

玉野市情報・展示コーナー利用要綱

制定：平成19年4月26日

(目的)

第1条 この要綱は、市民活動団体等の活動内容等を市民に広く周知するため、玉野市役所本庁舎1階に玉野市情報・展示コーナー（以下「展示コーナー」という。）を設置するとともに、その管理及び利用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(利用内容)

第2条 展示コーナーを利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、ポスター、チラシ等の掲示物（以下「ポスター等」という。）による情報の発信及び収集のため、掲示板、展示用机等（以下「掲示板等」という。）を利用することができる。

(利用者)

第3条 展示コーナーを利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 自発的で社会的又は公益的な活動を継続的に行う個人又は団体であること。
- (2) 市内に事務所を有し、市内で活動する個人又は団体であること。
- (3) 営利を目的としない活動を行う個人又は団体であること。ただし、宗教又は政治活動を行うものは除く。

(利用期間)

第4条 展示コーナーの利用期間は、原則として1か月以内とする。

(申請)

第5条 利用者は、所定の玉野市情報・展示コーナー利用申請書により市長へ申請するとともに、展示物を提示し、利用の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請を受理したときは、その内容を審査し、玉野市情報・展示コーナー利用許可・却下通知書により通知する。

(利用制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、展示コーナーの利用を許可しない。

- (1) 宗教活動及び政治活動と認められるとき。
- (2) 物品の販売等の収益的な活動と認められるとき。
- (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められたとき。
- (4) 管理上支障をきたすおそれがあるとき。
- (5) その他、市長が適当でないと認められたとき。

(遵守事項)

第7条 利用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 展示コーナーにおいて、物品の販売、宣伝、勧誘又は寄付の募集、その他これらに類する行為を行ってはならない。
- (2) 利用者は、期限の過ぎたポスター等の掲示物を撤去しなければならない。

(3) 利用者は、市長の管理上必要な指示に従わなければならない。

(撤去)

第8条 市長は、利用者が前2条の規定を守らない場合は、ポスター等を撤去することができる。

(損害賠償)

第9条 利用者が、故意又は過失によって、展示コーナーの備品を損傷又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めたときは、この限りではない。

(免責)

第10条 市長は、展示コーナーにおいて、利用者のポスター等の破損及び盗難について、一切の責任を負わないものとする。

(庶務)

第11条 展示コーナーの庶務は、総務部総務課において行う。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、展示コーナーの利用について必要な事項は、総務課が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。